

## 熊本縣市町村合併に関する有識者会議 設置要綱

### (趣旨)

第1条 熊本県が行う市町村合併の検証について、多様な視点からの意見又は助言を求めるため、熊本縣市町村合併に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

### (事務)

第2条 有識者会議の委員は、次の事項について意見又は助言を行う。

- (1) 検証の進め方及び検証方法に関すること
- (2) アンケートの結果、各種データ等の分析方法に関すること
- (3) 検証結果のとりまとめに関すること

### (委員)

第3条 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とする。

2 委員は、学識経験者、市町村長及び合併市町村の住民をもって構成する。

### (座長及び副座長)

第4条 有識者会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、有識者会議の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (服務)

第5条 委員は、第2条に規定する事務を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (会議の公開等)

第6条 有識者会議は、原則として公開とする。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (設置期間)

第7条 有識者会議の設置期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

### (庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、熊本県総務部市町村・税務局市町村行政課において処理する。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

熊本県市町村合併に関する有識者会議委員名簿（５０音順）

区 分	氏 名	役 職 等
委員	愛甲 一典	あさぎり町長
委員	大脇 成昭	熊本大学法学部准教授 (行政法)
委員	勢一 智子	西南学院大学法学部教授 (行政法・環境法)
委員	田中 久美子	前天草市子育て支援課長
委員	中川 義朗	熊本学園大学経済学部特任教授 (行政法)
委員	中嶋 憲正	山鹿市長
委員	西川 裕	津奈木町長
委員	野中 麗子	植木町合併特例区協議会構成員
委員	松岡 茂	株式会社熊本日日新聞社 論説副委員長
委員	守田 フジ子	J A熊本うき女性部長